

八尾市「大阪ヘルスケアパビリオン リボーンチャレンジ企画運営業務」 仕様書

1. 事業の目的

八尾市では、この度、2025年大阪・関西万博の大阪パビリオン内に設けられる「展示・出展ゾーン」の具体化を図るため、万博への参加をめざすベンチャー企業、中小企業、スタートアップ等（以下「中小企業・スタートアップ等」という。）の支援事業企画（以下、「リボーンチャレンジ」という。）として、「まちこうばのエンターテイメント！～みせるばやおモデル～」（以下、「みせるばやおモデル」）という。）の実現に向け、中小企業・スタートアップ等の万博参加に向け取り

組みます。

本業務では、リボーンチャレンジの実施に向けた企業選定やプロジェクトの企画運営、展示企画に関する制作等を委託することにより、リボーンチャレンジの成功に向けたプロジェクトの効率的かつ効果的な推進を図ることを目的とする。

2. 実施期間

契約日から令和6年3月31日まで

3. 事業費

金 10,000,000 円（うち消費税及び地方消費税額 金 909,090 円）

4. 提案事項

(1) リボーンチャレンジ参加企業選定イベントの企画運営

【概要】八尾市では、大阪ヘルスケアパビリオンで実施するリボーンチャレンジ「みせるばやおモデル」に出展するブース出展企業及び展示プロデュース企業の選定作業を行う。応募のあった企業の企画について、公開の場においてプレゼンテーションできるイベントを開催すること。

【日程】令和5年8月中旬から下旬

【場所】みせるばやお（〒581-0803 大阪府八尾市光町 2-60 リノアス 8F）

【有識者の選定】本イベントに応じた適切な有識者の選定を行うこと。選定にあたっては十分に八尾市の事業担当者と打ち合わせを行ったうえで決定し、適切な謝金を各講師に支払うこと。

【事務局運営】イベント実施や企業の選定に関する資料調製や広報のためのポスター、チラシ等を作成し、イベント実施に関する効率的・効果的な事務局運営及び広報を行うこと。

(2) プロジェクト企画運営業務

【概要】本事業では、提案事項（1）で選定した企業に加え、運営参加企業や本事業の実施に必要なアドバイザー等とともに出展企業に対する支援等を行うプロジェクトチームを組成する。本業務では、そのプロジェクトチームの管理運営を行うこと。

【定例会議】プロジェクトチームでは月に一回程度定例会議を行う。必要に応じて随時のミーティングを行い、月次での進捗報告及び課題の共有、本業務における重要事項の検討を行う。その際の議事については作成の上、八尾市に報告を行うこと。

なお、定例会議は、八尾市、ブース出展企業、展示プロデュース企業及びその他運営参加企業等が出席する。

【事務局運営】本プロジェクトの運営方針・実施手法、事業企画などについて、八尾市と協議の上、内容を決定（以下、「計画」という。）し、計画に基づいてプロジェクトの事務局運営を行う。なお、計画については、八尾市と協議の上、適宜変更が可能なものとする。

（３）出展企業のビジネススタイル変遷の制作

【概要】八尾市では、大阪ヘルスケアパビリオンで実施するリボーンチャレンジ「みせるばやおモデル」において、企画の一つとして、ブース出展企業のビジネススタイル変遷の展示を行う。それについて、出展企業ごとの創業から現在に至るまでの変遷と今後の未来に向けた八尾のものづくり企業のビジネススタイル変遷について、ブース出展企業への個別ヒアリングを通じて展示コンテンツの制作を行う。

【対象者】ブース出展企業

（４）大阪ヘルスケアパビリオンの設計図面等作成

【概要】大阪ヘルスケアパビリオンで実施するリボーンチャレンジ「みせるばやおモデル」の展示出展ブースの透視図、実施設計図面及び本事業のブランディングデザインに関する制作を行う。

【手法】透視図、実施設計図面及びブランディングデザインの制作にあたっては、八尾市及び別途選定する展示プロデュース企業と協議の上、制作にあたること。なお、透視図については、鳥瞰パース、外観パース及び内観パースをそれぞれ制作すること。

（５）展示運営マニュアルの作成

【概要】リボーンチャレンジでは、大阪ヘルスケアパビリオン「展示・出展ゾーン」において、万博期間中である 2025 年 4 月 13 日（日）から同年 10 月 13 日（月）のうちの一週間にわたり、八尾市の展示ブースを設置する。本業務では、その展示に必要な展示出展マニュアル等を作成すること。

【内容】効率的な「展示運営マニュアル」及び「実施スケジュール」（以下、「運営マニュアル及びスケジュール」という。）を作成すること。実施に際しては八尾市と協議の上、八尾市のリボーンチャレンジ実施期間の「展示運営マニュアル及びスケジュール」を作成すること。様式は任意とする。

5. その他

（１）個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報保護法その個人情報に関する法令を遵守すること。

（２）本事業の実施で得られた成果物、情報（個人情報を含む）等については八尾市に帰属しま

す。

- (3) 全部を一括して、又は主たる部分の再委託を禁止することとし、必要がある場合は八尾市と協議するものとします。
- (4) その他、事業の実施に際しては八尾市の指示に従うこと。
- (5) その他詳細については、八尾市と本事業の委託契約を締結する際に別途、協議する。
- (6) 本事業中に知り得た事項を、他に漏らさないこと。
- (7) 上記4の提案事項については、情勢を鑑み、八尾市の指示によりオンラインで実施できる環境を整えること。

6. 成果物

本業務の成果物については、紙媒体及びデータ（Word、Excel、PowerPoint、PDF等）により納品するものとします。

- (1) 実施計画書・展示運営マニュアル及びスケジュール・チラシ等の広報物・ビジネススタイルの変遷に係る制作物データ・透視図・実施計画図面・ブランディングデザインに関する制作物
- (2) 進捗状況報告書（頻度：月1回程度。ただし、進捗状況がネット上などで適切に八尾市と共有できている場合は、当該報告書の提出は不要とする。）
- (3) 事業実績報告書（提出期限：令和6年3月31日）